

障害者の権利に関する条約

第 17 条 個人をそのままでの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、**その心身がそのままの状態**で尊重される権利を有する。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

(基本理念)

第三条 生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならない。

2 生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならない。

3 生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならない。

4 生殖補助医療により生まれる子については、**心身ともに健やかに生まれ**、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする。

令和2年6月17日

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について

衆議院厚生労働委員会理事会
参議院厚生労働委員会理事会

1. 調査の目的

旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、旧優生保護法の制定・改正の経緯、社会的背景、優生手術の実施状況等に関して調査を行い、もって共生社会の実現に資することを目的とする。

2. 調査項目

- 旧優生保護法の立法過程
 - ・ 制定過程
 - ・ 改正過程
 - ・ 平成8年改正（優生関係規定の削除）の経緯
- 優生手術の実施状況等
 - ・ 法定手術の件数の推移、手術の実施状況、法定外手術の有無等
 - ・ 行政機関の果たした役割、民間団体の活動状況等
- その他
 - ・ 優生思想の歴史、諸外国における施策等

3. 調査期間

おおむね3年

4. 報告書原案の作成主体

報告書の原案は、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室が分担し、国立国会図書館の協力を得て作成する。

5. 手続等

- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参の厚生労働調査室に命令（国立国会図書館に対しては協力要請）する。
- 報告書の原案は、同じ内容のものを衆参の厚生労働委員長に提出する。
- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参議長に報告することが考えられる。

6. 作業手法

文献調査、資料収集、民間団体等を含む関係者からの説明聴取等